

A. 指導者の位置付け・お願い

1. 指導者の位置付け及び安全配慮義務

- ・学生の自主的な課外活動に対する指導・助言を行なう協力者である
- ・課外活動中に事故が発生した場合の各団体と学生部の連絡調整役である
- ・課外活動中の事故については原則的に責任を負わない

上記のとおり、指導者は、原則的に課外活動中の事故責任を問われることはありませんが、以下のような場合には大学としても対処する必要がありますので、事実を確認された場合には学生に注意を与えて頂くとともに、学生部にも報告くださいますようお願いいたします。

練習に名を借りた、しごき、未成年の飲酒及び反社会的な行為が行われている場合
 活動内容が危険であり、事故の発生が予見される場合
 活動計画に不備があり、事故の発生が予見される場合
 設備等の不備があり、事故の発生が予見される場合

2. 損害賠償責任について

課外活動中の事故によるトラブルで裁判になった場合は、大学および指導者に瑕疵がなく賠償責任がないと思われる場合でも、教育機関として大学の責任を放棄することはできません。事故を円満に処理するためには、大学として誠実に対応することが重要になりますのでできるだけ速やかに学生部に連絡してください。

なお、参考として賠償責任が発生すると考えられる事故を以下に記載します。

大学施設の瑕疵による事故

大学の安全配慮義務違反による事故

大学が委嘱した指導者の過失による事故

大学が委嘱した指導者の安全配慮義務違反による事故

大学は と の場合だけでなく と の場合にも賠償責任を問われることとなります。

3. 指導者へのお願い

単位取得について

4年間で卒業するため、授業には必ず出席するよう指導すること

指導について

伝統を重んじるだけでなく、時代に即した活動内容を目指すように指導すること

課外活動中の安全確保について

学生（主将）より（天候他、正当と思われる理由で）活動中止の申し入れがあった場合

競技の特性による特殊な事情がある場合を除き、指導者はその判断を尊重すること

活動状況に危険を感じた場合は、指導者判断により練習を中止させること